発 議 第 ４ 号

「防災対策の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項、及び志摩市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令 和 ８ 年 ９ 月 ３ ０ 日　提出

志摩市議会議長　濱 口　　卓　様

提出者　志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長　堀 江 し お ん

「防災対策の充実」を求める意見書

2025年３月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、想定される死者数は最悪の場合29万8000人、津波によるものが最も多くなると予想されています。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみを進められた結果、死者数の想定は前回の予想32万人から８％ほど減少しています。しかし、この想定数をもっと減らしていくことが必要です。

志摩市においては、南海トラフ地震が発生した場合、2021年に志摩市が作成した津波ハザードマップによると、避難行動が困難となる「津波浸水深30㎝」の到達時間は、最短８分（大王町波切）で、また、居住地域における地区の最大津波高26ｍ（志摩町越賀）という津波の襲来が予想されています。

2024年１月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.2％にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。志摩市では、小中学校13校のうち津波浸水想定区域内に３校（志摩小、志摩中、浜島中）があり、これらの学校においては、避難訓練が繰り返しおこなわれ、自分の命は自分で守ることを目標にとりくんでいますが、避難路の整備など財政的支援が今後も必要です。

また、避難所における防災関係施設・設備などについては、年々対策をすすめていただいておりますが、自家発電設備や屋内運動場の多目的トイレの設置や空調設備のさらなる設置などが求められ、今後も継続した対応が必要です。

志摩市におかれましては、全小中学校へのスポットクーラー導入という迅速な対応がなされたものの、近年の異常な酷暑においては、館内全体の環境維持に限界がございます。つきましては、避難所としての安全性を担保するため、屋内運動場への常設空調設備の計画的な導入および必要な予算化を強く要望いたします。

災害は、いつ発生するかわかりません。避難所開設・運営をおこなうにあたり、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、多様な性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮なども必要です。過去の災害に学ぶとともに、安心して被災者が避難できるよう、国による、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月３０日

志摩市議会議長　濱口　卓

衆議院議長　森　英介　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　高市　早苗　様
総務大臣　藤井　比早之　様
財務大臣　片山　さつき　様
文部科学大臣　関　芳弘　様
内閣府特命担当大臣　細野　豪志　様